

議案第 1 5 9 号

さいたま市景観条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市景観条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市景観条例の一部を改正する条例

さいたま市景観条例（平成 2 2 年さいたま市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（届出を要する行為等） 第 1 5 条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 法第 1 6 条第 2 項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第 1 項の届出に係る行為が<u>同条第 8 項各号に掲げる行為</u>に該当することとなるもの以外のものとする。 （届出を要しない行為） 第 1 6 条 法第 1 6 条第 8 項第 1 2 号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。 （1）～（6） 〔略〕 附 則 1 〔略〕 （経過措置） 2 この条例による改正後のさいたま市景観条例（以下「新条例」という。）第 1 6 条に定めるもののほか、法第 1 6 条第 8 項第 1 2 号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （1）・（2） 〔略〕 3 〔略〕	（届出を要する行為等） 第 1 5 条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 法第 1 6 条第 2 項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第 1 項の届出に係る行為が<u>同条第 7 項各号に掲げる行為</u>に該当することとなるもの以外のものとする。 （届出を要しない行為） 第 1 6 条 法第 1 6 条第 7 項第 1 1 号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。 （1）～（6） 〔略〕 附 則 1 〔略〕 （経過措置） 2 この条例による改正後のさいたま市景観条例（以下「新条例」という。）第 1 6 条に定めるもののほか、法第 1 6 条第 7 項第 1 1 号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （1）・（2） 〔略〕 3 〔略〕

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。